

## 平成 27 年度 第 1 回横須賀市立小中学校適正配置審議会 議事録

1 日 時 平成 27 年 11 月 24 日 (火) 10:00～12:00

2 場 所 市役所 5 階 正庁

3 出席委員 委員長 佐藤 晴雄  
委員長職務代理 中岡 正廣  
委員 赤羽根 丈行  
委員 石井 香  
委員 伊東 健司  
委員 小林 義雄  
委員 坂庭 修  
委員 佐藤 学  
委員 根本 宗茂  
委員 原 忠  
委員 松尾 禎昭  
委員 山田 親恵  
委員 横山 公一  
委員 吉川 和良

4 事務局 教育長 青木 克明  
教育総務部長 大川原 日出夫  
学校教育部長 伊藤 学  
教育政策担当 課長 草野 純也  
教育政策担当 主査 篠崎 和明  
教育政策担当 主査指導主事 河野 和代  
教育政策担当 主任 大堀 圭輔  
教育政策担当 担当者 村上 貴之

5 傍聴者 10 名

6 議事内容

(1) 委嘱状交付

### ○篠崎主査（事務局）

それでは、定刻となりましたので、第 1 回横須賀市立小中学校適正配置審議会を始め

させていただきます。

審議会を開催する前に、傍聴及び会議録について確認をさせていただきます。後ほどご覧いただければと思いますが、本審議会は、「横須賀市立小中学校適正配置審議会の傍聴に関する実施要領」に基づいて、傍聴を実施するとともに、会議録についても公開いたします。併せて会議録作成のために、録音させていただきます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

特にご異論がないようなので、ご了承いただいたと判断させていただきます。ご協力、ありがとうございます。

(傍聴者入室)

それでは、今回が、第1回ということで、横須賀市教育委員会 青木教育長から委員の皆様へ委嘱状を交付させていただくとともに、一言ご挨拶申し上げます。

委嘱状は、委員お一人ずつにお渡ししていきます。交付の際、事務局からお名前をお呼びしますので、その場で、お立ちくださるよう、お願いいたします。

(青木教育長より、委員へ委嘱状を渡す)

(2) 教育長あいさつ

#### ○篠崎主査(事務局)

それでは、教育長から一言ご挨拶を申し上げます。

#### ○青木教育長

それでは、皆様、改めまして、おはようございます。第1回横須賀市立小中学校適正配置審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、委員の皆様には委嘱状をお渡しさせていただきましたが、ご多忙の中、お引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

これから2年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本審議会は、教育環境のより適正な整備を図るべく、小中学校の配置に関し、教育委員会の諮問に応じていただくための附属機関として条例で設置しているものです。条例施行日は平成25年4月ですが、本日が初めての審議会の開催となります。

この間、横須賀市の公共施設の今後の在り方を見直すための「横須賀市施設配置適正化計画」が検討されてまいりました、その中で小中学校も計画の対象に含まれていたことから、その推移を見守るため審議会の開催を現在まで見合わせていたものです。

平成27年1月に、横須賀市全体の公共施設の将来構想として施設配置適正化計画が策定され、小中学校については、私ども教育委員会が平成19年に策定しました「横須

賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の基準に基づいて、横須賀市全体の小中学校の適正化計画の方向性が示されているものです。

横須賀市教育委員会では、横須賀市の公共施設が抱える課題の解決と、子どもたちにとって最適な教育環境の整備の両立を図りながら、小中学校の適正化を推進していきたいと考えています。

そのために、まずは、横須賀市の実情に合った、教育的な観点から適正化の考え方を整理すべく、現在の「基本方針」の見直しを行いたいと考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただき、横須賀市の子どもたちにとって何が一番良いのかという点に立脚していただきまして、横須賀市立小中学校の適正化について、お力をお貸しいただけますようよろしくお願い申し上げます。あいさつに代えさせていただきます。

2年間どうぞよろしくお願いいたします。

### (3) 委員紹介

#### ○篠崎主査（事務局）

続きまして、次第の3、委員紹介です。委員の皆様を事務局から紹介させていただきますので、お名前をお呼びします。ご着席いただいたままで結構です。

（事務局から委員紹介）

#### ○篠崎主査（事務局）

続きまして、教育委員会事務局の出席者を紹介させていただきます。

（事務局の出席者を紹介）

### (4) 委員長・職務代理者の選任

#### ○篠崎主査（事務局）

それでは、議事に入る前に、会議資料について確認させていただきます。時間の関係もございまして、資料番号のみ読み上げさせていただきます。まず、本日の次第、資料、参考資料1から参考資料10まででございます。

何か不足等ありますでしょうか。

それでは、お手数ですが、参考資料3「横須賀市立小中学校適正配置審議会条例」をご覧ください。この条例は、本審議会の設置や運営などについて規定しているものです。この条例に基づき、本審議会を運営して参りますので、ご了承ください。

条例では、資料の中程になりますが、「第3条第1項」で「審議会に委員長を置き、委員が互選する。」と規定しています。

また、第2項で「委員長は、会務を総理し、会議の議長となる」と規定していますので、委員長選任後は、委員長に会議の進行をお願いすることになります。

そのため、まず委員の皆様の中から、委員長をお選びいただきたいと思いますが、どなたかご意見はありますか。

#### ○坂庭委員

これからの会議の進行などを考えますと、国の審議会の委員もお務めになつていて伺っていますが、佐藤晴雄委員に、委員長をお願いするのが良いのでは、と思いますが、いかがでしょうか。

#### ○篠崎主査（事務局）

皆様、いかがでしょうか。

#### ○各委員

異議なし

#### ○篠崎主査（事務局）

それでは、佐藤晴雄委員に、委員長をお願いしたいという声がありましたが、いかがでしょうか。

#### ○佐藤委員

微力ながら務めさせていただきます。

#### ○篠崎主査（事務局）

恐れ入りますが、佐藤委員長は、委員長席へ移動をお願いいたします。

（委員長席へ移動）

#### ○篠崎主査（事務局）

佐藤委員長、一言ごあいさつ頂けますでしょうか。

#### ○佐藤委員長

改めまして、日本大学の佐藤と申します。皆様、よろしくお願ひいたします。大学の方の専門は、教育制度に関することをやっております、横須賀ではいくつかの小学校に関わったこともあり、家も比較的近いところにあり、何となく雰囲気も分かる立場にあります。色々未熟な点もあると思いますが、皆様のご協力も得まして、審議の方、

進めて行きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○篠崎主査（事務局）**

委員長、ありがとうございました。

続いて、「条例第3条第3項」に「委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する」とありますので、佐藤委員長から指名をいただければと思いますが、委員長いかがでしょうか。

**○佐藤委員長**

それでは、職務代理者として、学校教育に非常に造詣の深い中岡委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○篠崎主査（事務局）**

中岡委員、いかがでしょうか。

**○中岡委員**

皆様にご異存がなければ、お受けいたします。

**○篠崎主査（事務局）**

恐れ入りますが、中岡委員は、委員長職務代理者席へ移動をお願いいたします。

（委員長職務代理者席へ移動）

**○篠崎主査（事務局）**

中岡委員、一言ごあいさつ頂けますでしょうか。

**○中岡委員**

改めまして、鎌倉女子大学に勤務しております中岡と申します。ただいま、佐藤先生からご指名をいただきまして、よろこんでお引き受けいたします。微力ですが、委員の皆様のご協力をお願いいたしたいと思っております。私も横須賀市教委とは、長年関わっております。こここのところしばらくは無かったのですが、また横須賀市と関わりを持つことができ非常にうれしく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（5）諮問書手交

**○篠崎主査（事務局）**

ただいまから、本審議会でお話いただく内容についての諮問書を、教育長より委員長

にお渡しいたします。

### ○青木教育長

横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定について（諮問）。

これまで、横須賀市教育委員会では、平成 19 年 1 月に策定した「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づき、小中学校の規模及び配置の適正化を図ってきました。

一方、横須賀市の公共施設の現状を見ると、人口減少や求められる施設サービスの変化への対応、限られた財源の中で、今後必要となる多額の更新費用の負担軽減を図る必要があります。施設の適正な配置を実現するための将来構想として、平成 27 年 1 月に「横須賀市施設配置適正化計画」が策定されました。この計画の中では、小中学校も対象施設として位置づけられています。

また、同じく平成 27 年 1 月に文部科学省から、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示されました。この手引の中では、地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を検討・実施するための基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等が助言されています。

このようなことから、横須賀市教育委員会では、従前の基本方針について改めて見直しを図り、横須賀市の実情に合った考え方を明確にしたうえで、今後、小中学校の適正化を進めていきたいと考えております。

つきましては、横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針の改定について、専門的かつ幅広い見地からご助言をいただきたく、ここに諮問いたします。

平成 27 年 11 月 24 日、横須賀市教育委員会委員長 森武 洋

横須賀市立小中学校適正配置審議会委員長 様

よろしく願いいたします。

### ○佐藤委員長

お受けいたします。

### ○篠崎主査（事務局）

教育長につきましては、他の公務の関係で、申し訳ありませんが、ここで退席させていただきます。

### ○青木教育長

失礼いたします。よろしく願いいたします。

## (6) 資料説明及び審議

### ○篠崎主査（事務局）

それでは、本日の議事を進める準備が整いましたので、改めて第1回横須賀市立小中学校適正配置審議会を開催させていただきます。

参考資料3「横須賀市立小中学校適正配置審議会条例」第4条第2項の規定により、本審議会の開催にあたっては、半数以上の委員の出席が必要となりますが、本日は、委員15名中14名が出席されていますので、本審議会は成立しております。

それでは、これより進行を委員長にお願いしまして、議事を進めていただきます。委員長よろしくお願いたします。

### ○佐藤委員長

それでは本日第1回目の会議となりますが、議事を私の方で進めさせていただきたいと思っております。お手元に配付されました審議会の次第をご覧いただきたいと思っております。その次第の6、資料の説明および審議に入ります。それでは事務局から説明をお願いします。

### ○篠崎主査（事務局）

それでは、まず参考資料の5をご覧ください。審議会のスケジュール及び答申を出す手順等について説明いたします。

こちらの「スケジュール」には、あくまでも想定される最短のスケジュールを示しております。スケジュールとしては、2段階ございます。最初の段階は、「基本方針」の見直しです。こちらのスケジュールとしては、27年度に2回審議会を開催し、「基本方針」の改定についてご審議していただき、教育委員会に答申していただきます。なお、答申の形式ですが、「基本方針」改定版自体ではなく、これまでの「基本方針」のこの部分を修正した方が良く、というような形式を考えております。その後、教育委員会事務局で「基本方針改定版」（素案）を作成し、教育委員会の定例会にて審議の後、「基本方針改定版」（案）を決定いたします。28年度の中盤に、「基本方針改定版」（案）をパブリックコメントした後、教育委員会の定例会にて審議の後、「基本方針改定版」を決定いたします。

次の段階は「実施計画」の策定です。これから手順についても見直しを行いますので、地域別協議会の開催となるかどうかは未確定ですが、従来の手順でいけば、「実施計画」に具体的な地域別協議会の地域名と開催時期を記載いたします。こちらのスケジュールとしては、28年度に2回審議会を開催し、「実施計画」（案）についてご審議していただき教育委員会に答申していただきます。なお、答申の形式ですが、「実施計画」（案）自体ではなく、「実施計画」（案）としてこうした方が良く、というような形式を考えております。その後、教育委員会事務局で「実施計画」（案）を作成し、教育委員会の定

例会にて審議の後、「実施計画」を決定いたします。その後、「実施計画」に記載された開催時期に、それぞれの地域別協議会を開催するという流れになります。再度申し上げますが、あくまでも最短の場合の見通しでございます。

続きまして、従来の基本方針について、ご説明いたします。参考資料1「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」をご覧ください。この「基本方針」は、平成19年1月に教育委員会が策定したもので、今回、この基本方針を改定することについて、審議会に諮問されております。それでは、「基本方針」を1枚おめくりいただき、左側の目次をご覧ください。この「基本方針」は、3部構成、プラス参考資料となっております。

まず始めに、「1 学校の学校規模・適正配置についての基本的な考え方」として、適正規模の定義や適正な通学距離の範囲を決めており、規模及び配置の適正化の方策や通学区域の弾力的運用について記載しています。

次に、「2 学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策」として、適正化の検討のための「基準」や検討・実施の「手順」について記載しています。

最後に、「3 特に配慮すること」として、合意形成や情報提供、そして基本方針等の見直しについて記載しています。今回、基本方針を改定する主な理由は、平成27年1月に、市の施設配置適正化計画が策定されたことと、国から新たに「手引」が策定されたことです。9ページ以降には、平成19年に策定した当時の資料を付けております。

それでは、「基本方針」の1ページをご覧ください。基本方針策定の経緯が記載されています。簡単に申し上げますと、児童・生徒数がピーク時の半数以下になっているが学校数はほぼ同じであるため、小規模化が進んでいる学校や、遠距離通学になっている地域があることに対して、市内どこの学校でも一定の水準の教育を行うことが義務教育であるということを前提にして、学校規模や配置による格差を少なくすることが課題となっています。これを解決するためには、教育環境の整備を図るため、学校規模と配置に関する教育委員会としての基本的な考え方をまとめ、適正化に取り組むこととし、平成18年7月の提言に基づき、この基本方針を策定しています。

次に、2ページをご覧ください。適正規模について記載されています。

簡単に申し上げますと、活動に応じて少人数のグループから大きな集団まで、適正な規模の集団を組み、多様な教育活動を展開する必要があり、学校にはある程度の規模が必要ですとしています。学校規模の定義としては、小学校では1～5学級が過小規模校、6～11学級が小規模校、12～24学級が適正規模校、25～30学級が大規模校、31学級以上が過大規模校としています。中学校では、1～2学級が過小規模校、3～11学級が小規模校、12～24学級が適正規模校、25～30学級が大規模校、31学級以上が過大規模校としています。

次に、3ページをご覧ください。適正配置について記載されています。まず、通学区域設定の基本的な考え方として4つあげています。



- ①学校の配置状況を考え、学級規模の適正化を図る。
- ②通学距離、通学の安全性を考慮する。
- ③境を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける。
- ④町内会を分断しないようにする。

次に、適正な通学距離の範囲を、小学校は片道2kmで、徒歩30分程度。中学校は片道3kmで、徒歩45分程度としています。なお、平成18年度当時は、小・中学校ともに約80%の学校はこの適正な通学距離の範囲の中におさまっています。

次に、4ページから5ページにかけてご覧ください。規模及び配置の適正化の方策について記載されています。適正化の方策としては、5つの方策をあげています。

まずは、「通学区域の見直し」を考えます。次に、小規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できないときは、隣接校との統合を検討します。なお、統合により、いずれかの学校が廃校になる場合は、全市的なまちづくりの視点で、本市の「未利用地等の土地利用に関する取扱方針」に基づいて検討を行うこととなります。

次に、大規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できず、かつ用地が確保できるときには、学校の分離新設を検討します。

次に小規模校への対応として、通学区域の見直しや隣接校との統合では解決できないときには、小規模特別認定校とし、市内全域から希望する児童・生徒を受け入れられることにより、規模を確保するということが考えられます。また、大規模校への対応として、「特別認定地域」として他の通学区域の小・中学校への変更を認めるということも考えられます。いずれの場合も、制度の導入の是非を含め、教育委員会で検討を行うとしています。

最後に、規模や配置の適正化が図れない場合の配慮として、適切な教職員配置や施設・備品など、教育環境の維持に努めます。また、遠距離通学への対応として、通学区域の見直しなどでは解決できないときには、スクールバスなどの通学手段の確保について検討するとしています。

次に、同じく5ページの中段をご覧ください。通学区域制度の弾力的運用について記載されています。通学区域制度の弾力的運用については、今後も学校規模や配置の適正化を図りながら継続して行うとしています。なお、通学区域制度の弾力的運用として、①指定変更承認地域②個別理由による指定校の変更③中学校の学校選択制の実施をあげています。

次に、6ページをご覧ください。検討のための基準について記載されています。学校規模の基準として、小学校は11学級以下の場合と、31学級以上の場合、中学校は5学級以下の場合と31学級以上の場合としています。通学距離の基準として、小学校は2km程度を超える場合、中学校は3kmを超える場合としています。

次に6ページの下段から7ページをご覧ください。検討・実施の手順について記載されています。学校の規模や配置の適正化は、先ほどの基準に該当したからといってすぐ

に実施されるものではありません。学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会が協働して検討を行い、合意形成を図った上で進めていきますとしています。その手順としては、基本方針を策定後、教育委員会において具体的な地域名等の名称を明記した「(仮称)市立小・中学校適正配置計画」を策定し、その計画に基づき、順次、検討を進めていきますとしています。次に、地域ごとに、学校関係者や保護者、地域の方々と構成する協議会を設置し、地域における合意形成を図りながら進めて行き、それぞれの立場の人たちに「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で検討していただき、協議会がまとめた意見を「意見書」として教育委員会に提出していただきますとしています。次に、教育委員会は、地域別協議会から提出された意見書の内容について、庁内の関係部課長や学校長等で組織する「(仮称)学校再編検討委員会」に意見を求め、再編検討委員会では、意見書の内容についての検討を行い、教育委員会に検討結果を報告します。教育委員会では、再編検討委員会からの報告を受けて、さらに検討を行い、通学区域の見直しや学校の統合などを決定します。最後に、具体的な方策が教育委員会で決定された後は、より円滑に通学区域の見直しや学校の統合などが進むよう、学校関係者、保護者、地域の方々と検討などを行っていきますとしています。

8ページをご覧ください。特に配慮することが記載されています。まず、適正配置等の具体的な検討に当たっては、教育委員会は、学校関係者や保護者、地域の方々と協働して、それぞれの立場から、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で協議をし、合意形成を図った上で進めていきます。次に、適正配置等に関する地域別協議会や教育委員会での検討内容については、市教育委員会のホームページや地域別協議会ニュースなどを通じて、積極的に保護者、市民へ情報提供を行っていきます。最後に、本基本方針と、今後策定する(仮称)市立小・中学校適正配置計画については、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化により見直しの必要が生じたときには、再度、検討を行い、見直しを図っていきますとしています。今回の基本方針の見直しは、ここの部分を受けて実施しております。

続きまして、市の施設配置適正化計画について、ご説明いたします。参考資料7「横須賀市施設配置適正化計画～公共施設の将来構想～」をご覧ください。こちらの適正化計画の前に策定された「公共施設マネジメント白書」で、今後40年間の市の公共施設の更新費用を試算した結果、更新費用が不足することが示されたことを受けて、この適正化計画では、更新費用の財源確保のために、①施設総量の縮減②維持管理コストの削減③受益者負担の適正化④資産の売却をするということが記載されています。この適正化計画の中には、小・中学校の現状として、「基本的な通学距離や適正な学級数が定められています。」と記載されており、それが今回ご審議いただく「基本方針」のことを指しています。

また、この適正化計画には「適正化に向けた考え方」が2種類記載されております。1つ目は、長期(20年以内)の計画で、「小学校は11学級以下・中学校は5学級以

下の場合、近隣校との統廃合を検討する。」と記載されており、これは、「基本方針」に記載してある「検討のための基準」からきております。2つ目は、長期（20年以内）と超長期（38年以内）の計画で、「児童・生徒数等に応じて、建て替え時に規模縮小する。」と記載されておりますが、こちらは、今回皆様のご審議いただく「基本方針」の改定とは別に考えてまいります。

なお、この適正化計画における庁内組織として、「小中学校検討部会」を別途設置しています。こちらには市役所の中の関係部署と小中学校の先生方に入っていただいています。「小中学校検討部会」におきまして、従来の「基本方針」について、課題の洗い出しを行い、資料の中にも記載させていただいていますので、ご審議の際の参考としていただければと思います。

それでは、前置きが長くなりましたが、資料の「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の改定について（審議用レジュメ）をご覧ください。こちらの作りですが、左側に従来の基本方針の原文、右側に審議のポイントを記載しています。1枚おめくりいただきますと、先ほどの目次と1ページに基本方針策定の経緯がございますが、こちらは省略をさせていただきます。2ページをお開きください。こちらの左側には、適正規模について記載があり、中段には、学校規模の定義が記載されています。右側のページをご覧ください。審議のポイント①です。学校規模の定義について、四角で囲まれている部分を読み上げます。学校の適正規模について、基本方針では小学校、中学校ともに12～24学級（小学校は各学年2～4学級、中学校は各学年4～8学級）としています。学級数が適正規模を下回った場合には、学級数や教職員数が少なくなることにより、さまざまな学校運営上の課題が生じる可能性があり、これらの課題が児童生徒にも影響を与えることが懸念されます。また、文部科学省の手引では、学級数だけでなく、学級における児童生徒数（学年単学級の場合）や学校全体の児童生徒数も考慮することの必要性に言及しています。現行基本方針の学校規模の定義に関する見直しについて、皆様のお考えはいかがでしょうか。

なお、中段には検討部会等での意見ということで、こちらの方は参考に記載していません。学校規模の定義については、現状のままではよいのではないかと。注釈部分の学級編制の基準について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴い、小学1年生は35人とし、また、神奈川県の方針として小学2年生も35人としているため、「小1～2年生は35人」・「小3～小6年生・中学生は40人」と改めた方がよいのではないかと。注釈部分に、学級数には特別支援学級を除外している旨を明記しておいたほうがよいのではないかと、というようなことが記載されています。以上でございます。

**○佐藤委員長**

ありがとうございました。スケジュールから基本方針等についてご説明いただきました。本日の第1回の会議では、審議用レジュメを中心にご審議いただくということで、ポイントは10ほどありますので、12時少し前までに10のポイントにご意見をいただきたいと考えています。なお、積み残しや追加のご意見については、第2回の会議もございますので、そちらでお出しいただくこともできますので、ご承知置きください。あと、私の方で確認させていただきたいのですが、レジュメにあります小中学校検討部会の件で、行政と先生方と、保護者の方は入っているのですか。

**○篠崎主査（事務局）**

入っていません。

**○佐藤委員長**

庁内的な会議ですね。いつ頃開催したのですか。

**○篠崎主査（事務局）**

今年度です。

**○佐藤委員長**

何月頃ですか。

**○篠崎主査（事務局）**

7月と10月です。

**○佐藤委員長**

ありがとうございます。ここで意見がまとめられております。これは本審議に関しまして、参考に記載されているということでお考えいただければよいと思います。

それでは、まず最初に審議のポイント①ですが、今、ご説明ありましたが、その他、現行の基本方針についても、ご質問があれば、お出しただいてよいかと思います。いかがでしょうか。まず、基本方針について何かご質問ございますでしょうか。

**○小林委員**

追浜中PTA会長を務めています小林でございます。今、一通り資料についてご説明いただきましたが、そもそも19年に基本方針ができて、その後実施計画ということで、地域別協議会を設けて地域との合意形成ということで実施されてきた資料が、説明の中であまり触れられていなかったのですが、参考資料9として付いています。それに加え

て、当時、小規模校として名前が挙がっていたところで、ここに無いところもあったと認識していますが、前回の基本方針に沿った形で進められた、その後の実施計画についての総括というか、これまでこういうことをやってきました、その中でこういう状況であったということをおきたいのですがいかがでしょうか。

### ○篠崎主査（事務局）

それでは参考資料の9をご覧ください。これまでの地域別協議会の検討状況をまとめたものを記載しています。地域としては6つの地域でございます。上の段の左側が、佐原地域小学校適正配置検討協議会ということで、こちらは明浜小学校の通学区域で、遠距離通学という状況がございました。それからもう1つ、この地域で新しく学校を新設するかどうかという議題もございました。これにつきましては、平成19年10月から平成20年9月まで6回開催しまして、その結果、平成20年10月に明浜小学校の通学区域の一部を改正して、遠距離通学を解消しました。全て解消した訳ではございませんが、なるべく遠距離にならないように解消したということでございます。学校の新設については、新設しないということになりました。

続きまして、その右側の鴨居地域小・中学校適正配置検討協議会でございます。こちらは、光洋小学校と上の台中学校の規模の適正化ということで、小規模校の解消でございます。平成19年10月から平成21年3月まで10回開催しておりまして、その結果、平成22年4月に光洋小学校と鴨居小学校を統合、平成23年4月に上の台中学校と鴨居中学校の統合という形になりました。

その右側の追浜地域小学校適正配置検討協議会でございますが、追浜小学校と鷹取小学校の規模の適正化で小規模校の解消ということで、平成19年11年から平成21年7月まで10回開催しました。こちらは、現行の4校体制を維持するという事で協議会の意見がまとまりました。また、今後、追浜方式と言えるようなシステムを展開していきたいということも意見書に記載されておりました。

下の段に移ります。北下浦地域小学校適正配置検討協議会ということで、北下浦小学校の通学区域の適正化で、遠距離通学の解消です。平成20年10月から平成21年6月まで6回開催しまして、平成21年9月に北下浦小学校の通学区域の一部を改正しています。

続きまして、中央地域小学校適正配置検討協議会ということで、汐入小学校の規模の適正化で、小規模校の解消でございます。平成21年1月から平成22年9月まで8回を開催しました。それぞれご意見がありまして、なかなか意見書という形ではまとめることができませんでした。最終的には新たな方向性を見出せなかったため、平成24年末で終了となっています。

平成21年度ですが、平作地域小学校適正配置検討協議会ということで、平作小学校の規模の適正化、小規模校の解消でございます。平成21年11月から平成22年9月ま

で6回開催しまして、平成25年4月に平作小学校と池上小学校の統合という形になりました。

こちらに記載されている地域・学校以外でも小学校11学級以下というところはございましたが、なかなかこの地域別協議会を開催するまでに至りませんでした。また、当時策定した実施計画もその後、また新たに策定していくために、平成25年度に本審議会を立ち上げ、進めていこうと考えていたところでしたが、市の施設配置適正化計画という話が出てきましたので、そちらとの整合性を図るために、審議会の方は開催を見合わせていました。この度、市の施設配置適正化計画の方も出来上がりましたので、このタイミングで審議会を開催させていただきました。また、国からの手引もございますので、基本方針を改めて見直して、その後、実施計画を策定していくということで事務局の方で考えています。

#### ○佐藤委員長

小林委員よろしいでしょうか。

#### ○小林委員

ありがとうございました。実施計画がある程度進んだところで、新たに市の施設に関わる方針が示されたということがあって、それを見て、基本方針についても再検討をしてから、継続的に過去の実施計画を、当時、対象となっていながら検討がされていなかった地域についても今後やっていこうという方向性を持って、審議会を開催しているということによろしいですか。

#### ○篠崎主査（事務局）

そのとおりです。

#### ○佐藤委員長

ありがとうございました。他にありますでしょうか。

#### ○原委員

2つほど質問をしたいと思います。1つは、中学校の通学の変更がありまして、ある学校は増えたが、ある学校は減ったという現状がある中で、その対応をしないで、学校の規模を話し合うのはどうかと思います。

もう1つは、連合町内会からも話が出ていましたが、平成町あたりにマンションをいっぱい作りました。学校が変わり、子どもたちが通学に不便が出ているという話がありました。都市計画と学校のことをどのように考えているのか説明をお願いします。

**○佐藤委員長**

生徒数が増減している問題と都市計画の関係ということで、その辺で、事務局の方でご回答があれば。

**○篠崎主査（事務局）**

中学校の通学の変更というのは、具体的にはどういうことですか。

**○原委員**

例えば、私は長井なのですが、長井中学校と大楠中学校は人数が減っていますが、武山中学校は人数が増えています。長井中学校の子も武山中学校まで通っています。長井中学校と大楠中学校は小規模で、武山中学校は大規模になっている。それをどのように考えて規模の大小を言っているのかその辺がよく分かりません。

**○篠崎主査（事務局）**

それは学校選択制の影響ということですか。

**○原委員**

そうです。

**○篠崎主査（事務局）**

学校選択制につきましても、基本方針の中に記載されているところです。学校選択制につきましても、この審議会とは別に、学校選択制が10年経過しており、見直した方が良いというところで、市役所の庁内の方で検討をしているところです。まだ、結論は出ていませんが、兼ね合いもあると考えています。現在、見直しをしていますので、こちらの経過につきましても審議会の方で、ご報告していきたいと考えています。

**○原委員**

そういうことではなく、学校選択制は生徒が行ったり来たりするので、そのような条件を与えていながら、この学校が小規模だと言うことがおかしいのではないかと。そんなに人が住んだり、生まれたりするものではないと思う。例えば、マンションを作れば、一時、子どもが増える、年を取っていくと少なくなっていく。そういうものは全体の計画の中で考えていかなければいけないと思う。学校選択制というのは、選択する自由があるから、学校を移動してしまう。減ったところはかなり影響がある。長井中学校は武山中学校に生徒が行ってしまうので、3クラスが2クラスになってしまった。そういうことがある。そういうことが実態としてありながら、2クラスがどうか、3クラスがどうかというのはおかしいのではないかと思います。

### ○佐藤委員長

ありがとうございました。審議の後半のポイントで学校選択制が絡むこともございます。今、ご意見があったということは受け止めて、これからの審議に何らかの形で反映させていただきたいと思っています。ありがとうございました。

それでは、審議のポイント①の学校規模の定義についてご意見がございましたら、お出しいただきたいと思います。

### ○佐藤委員

市民委員の佐藤と申します。よろしく申し上げます。学校規模の定義の前に、1つ質問がありまして、前回、平成19年の適正規模の検討会でのスタンスは、学校のより良い教育のためということが掲げられていたと思いますが、お金のことは置いておいて、よい教育のための審議ということでよろしいでしょうか。今回の会議は施設配置適正化計画を受けての会議だと思いますが、両立を図っていくということはあると思いますが、基本的なスタンスとして、前回と同じようなスタンスなのか、お金の方を減らしていこうというスタンスなのか、その辺を明確にさせていただかないと、話の各論に入った時に方向性が違ってくると思うので、その辺の説明をお願いします。

### ○草野教育政策担当課長（事務局）

考え方としましては、前回、いくつか協議会を立ち上げていた時の考え方と同じでございます。まず、優先して考えるべきは、基本方針で記載しているような、子どもたちのより良い教育環境のために学校をどうするのかというところが、まず1番初めでございます。

その上で、基本方針の定義に照らして、市の施設配置適正化計画の策定時点におきましては、小学校で9校という数が挙がってきていますが、この9校というのは基本方針に基づいた数でございます。それをそのまま市の施設配置適正化計画に取り込んでいくということでございます。

ですので、今後の検討にあたりまして、あくまでも検討のポイントは、子どもたちのより良い教育環境のため、小規模校が抱えている色々な課題をどうしていくのかという観点で考えていただきまして、その上で、財政的な課題も一方にはございますので、そちらの方とうまい具合に、どう実施計画を立てて行くのかという検討手順で考えています。

### ○佐藤委員長

よろしいでしょうか。



## ○根本委員

今の佐藤委員の話と同じですが、いただいた資料の中で、参考資料というのが付いているのですが、その中で、学校規模のメリット・デメリットがあくまでも参考資料として記載されているのですが、私は、実は、統廃合の対象となって今は坂本中学校に吸収された桜台中学校の出身で、逸見小学校のOBです。その中で、これを見た時にメリットとデメリットの書かれ方がはっきりし過ぎているのではないかと、デメリットの中には、裏を返せば、メリットになることもあります。自分が小規模校の出身者だから分かることがあるのですが、このメリット・デメリットが明らかに統合を進めるため、施設の適正配置のために記載されているような気にもなってしまうので、これを参考資料として残すのは、ちょっと見直していただきたい。特に子どもの社会性が育ちにくいというばっさり切り捨てている一文については、非常に強い思いがございます。小規模校だからこそこできる教育があって、地域の人と先生と子どもが1つになって、1つひとつ積み上げながら大きな経験を、自信をつけて、みんなに大事に育てられて愛されて、そして自分の力で成し遂げる力を持っている子たちが、社会性が育ちにくいと言えるのかなど。そういう小規模校のメリットを活かした教育は、文部科学省の手引の中にも、学校統廃合を進める上での問題点として、小規模校でのメリットを活かした教育があるということが謳っています。それにもかかわらず、このまとめ方は雑ではないかと思えます。

それから今後の話になるのですが、受け答えが背中越しになるのが非常にやりづらいので、次回以降、事務局席と傍聴席の交換を検討していただきたいと思えます。余談です。

要はそういったことなので、良い教育環境を整えようとした時にお金の問題は必ず出てきます。お金をかけたら良い教育ができるのか。でも、横須賀市はお金がありません。施設も作り変えることができません。統廃合が必要です。ハード面でのご意見は非常によく分かります。それと子どもの教育環境を混ぜて審議をしたくないというのは佐藤委員と同じ意見です。まず、子どもが主役と言いながら、お金がないから施設は無くしていくということを前面に謳わざるを得ない横須賀市の厳しさも分かった上での意見とさせていただきます。是非そこのはっきりとした住み分けをしていただければと思えます。

## ○佐藤委員長

ありがとうございました。審議の際に、背景が2本立てだということでご審議いただければと思えます。どちらが優先かということではなく、複雑に絡んでいるのを前提にご意見をいただければと思えます。あと、メリット・デメリットについては、過去の提言の中の参考資料としていただいたということで、改めて、この審議会の方でメリット・デメリットに対してご意見をいただければ、より良い基本方針につながるのかなと思えます。

では、席の問題は事務局の方でお願いします。

それでは、審議のポイント①について、定義としては、このようになっていますが、これに関してはいかがでしょうか。検討部会等では記載されているような意見がでてきます。国の方も法改正により小学校1年生で35人、神奈川県は小学校2年生まで35人となっていますが、これに関しては、学級規模でございます。上の方は、学校規模でございます。いかがでしょうか。また次回以降、ご意見を出していただいても結構です。今日は、できるだけ全体を審議しまして、2回目でやや深いご意見をいただければと思います。

### ○佐藤委員

学校規模の定義について、一言申し上げます。12～24 学級を適正規模とするとして定義という形で謳っていると思いますが、私の個人的な感覚で言うと、これが適正規模ということは一概には言えないなと思っております。私自身は、もっと人数の多い小学校だったのですが、その辺も踏まえましても、実際のところはもう少し小さい方が良いのかなと、自分の子が2人小規模校に通っていた経験を踏まえますと、適正規模という枠にはめてしまうのはある意味乱暴かなと感じています。適正規模より小さいところは小規模校と言って、適正規模より大きなところは大規模校と言っているが、例えば、これが適正かどうかと定義されてしまうと皆さんそのように思ってしまう。特に知らない方はそういう風に思ってしまう。もう少しニュートラルな感じで行った方がよいのかなと思います。例えば、大・小なので、その真ん中を取って、中規模など、そういう風に言うと、1つ思い付きなのですが、そういう表現にすると、一律にそこが適正規模という風には定義されないので、そういうことを提案します。

### ○佐藤委員長

ありがとうございます。ご意見として伺いまして、国ですと標準規模などという言い方をしていました。適正配置ということなので、こういう表現で、他の自治体もこういう表現を使っているところがありますが、その辺が、適正の意味がずれないように、ニュートラルだというような意味を表現に含めても良いのかもかもしれません。今の意見は参考にさせていただきたいと思います。

### ○草野教育政策担当課長（事務局）

ご意見としていただきまして、検討させていただきたいと思います。

### ○佐藤委員長

それでは先に進めさせていただきまして、審議のポイント②と③が同じページにあります。この2つに関しまして、事務局の方から説明をお願いします。

### ○篠崎主査（事務局）

それでは3ページの右側をご覧ください。審議のポイントの②は、通学区域設定の基本的な考え方について、基本方針の中では4点記載しています。検討部会等での意見ですが、町内会のほか、行政区域（行政センター所管区域）についても分断しないようにした方が良いでしょう。また、平成28年度から小中一貫教育が始まりますので、小と中の組み合わせがごございます。この組み合わせについても考慮した方が良いでしょう。通学区域の複雑化の回避ということで、もともと通学区域が非常に複雑になっていまして、非常に多くの小学校から中学校へ通っているという状況もありますので、その複雑化を回避することも記載した方が良いでしょうのではないかという意見がありました。

続きまして、審議のポイント③ですが、適正な通学距離の範囲について、小学校では2キロメートル、徒歩30分程度、中学校では3キロメートル、徒歩45分程度となっています。一方、文部科学省の手引においては、全国を対象としているので、このような距離になるのかなと思いますが、小学校で4キロメートル以内、中学校で6キロメートル以内と、今回新たに、通学時間は概ね1時間以内と、これは徒歩以外の自転車や電車なども含めてですが、時間は概ね1時間以内が妥当であるとの考え方も示されています。検討部会等の意見では規模適正化の方策として、隣接校との統合が選択されることを想定し、現在の適正な通学距離の範囲を見直した方が良いでしょうのではないかということで、例えば、小学校3km程度、中学校4.5km程度、ただし小学校2km程度、中学校3km程度が望ましいなどという意見が出されています。

### ○佐藤委員長

ありがとうございました。審議のポイント②と③について、同時に審議していただければと思います。いかがでしょうか。

### ○赤羽根委員

大塚台小学校PTA会長の赤羽根でございます。よろしくお願いたします。審議のポイント②のところの検討部会等の意見に中で、小中一貫教育ブロックという表現があるのですが、これについては検討部会の方では承知されていて、審議会の方には何か資料として、出していただいているもの、あるいは、一般の市民が目に触れられるものがあれば、教えていただきたい、あるいはご提出いただきたいのですがいかがでしょうか。

### ○篠崎主査（事務局）

本日の資料の中には、申し訳ございませんが、配付をしておりません。今、印刷をしますので、追加配付をさせていただければと思います。

**○佐藤委員長**

次回でも良いですか。

**○赤羽根委員**

次回で大丈夫です。

**○篠崎主査（事務局）**

次回に配付させていただきます。

**○横山委員**

私は田浦に住んでいるのですが、田浦小学校の場合、小規模校になっていますが、港が丘という開発した地区があるのですが、1丁目と2丁目があるのですが、1丁目が田浦小学校で、2丁目が船越小学校に通っています。現実には、船越小学校というのは、開発で児童が多く、教室が足りていない。550世帯と大きな団地の中で学校が分断されていて、片方は縮小、片方は大き過ぎている。町内会を分断しないようにと記載されているが、完全に分断されている。このようなことをやっているのでは、非常に不具合があるので、考え方をお聞かせ願いたい。

**○篠崎主査（事務局）**

1つの小学校区で、町内会を分断している地域は市内に16か所くらいあります。今の港が丘におきましても、田浦小学校と船越小学校に分かれています。当然、地域別協議会を開催する際にも、考慮しなければいけないと思っており、改善しなければいけないと思っておりますので、今回の適正化に合わせて、解消できればと思います。

**○佐藤委員長**

ありがとうございました。

**○横山委員**

話が距離とは違うのですが、田浦地区は、山を不動産業者が買収してしまっていて、当初1,500戸の家ができるということでやっていたのですが、業者が破産して、別の業者が山を持っていて、いずれ、今後20年間で統廃合の検討をしたときに、20年間で開発されるということもある。そういうことも含めて、これを検討されるのかいかがでしょうか。

### ○篠崎主査（事務局）

田浦の開発の話は承知していますので、当然、そのような開発の状況も予想しながら検討をしていきたいと思っております。

### ○佐藤委員長

具体的な情報やご意見をいただければと思います。下の方の距離に関しまして、このような数字が出ていますが、ご意見があればお出しただいて、今日でなくてもまた次回お出しただければと思います。下の検討部会等では、距離が少し伸びていますが、ただ、文部科学省の手引よりは短めの意見になっています。

### ○坂庭委員

適正な通学距離について 小学校2キロ、中学校3キロや時間が記載されていますが、単純に水平距離ではなく、中身の問題があり、坂本地区は長い坂があり、トンネルがあり、長い階段がありという場合もありますし、ひと気のない道を通る場面もあるので、通学区域設定の基本的な考え方の4点の2番目にありますように、通学距離、通学の安全性を考慮するという含めて、2キロだから、3キロだから、45分だからではなくて、中身の問題も含めて安全性を考慮する部分は是非、配慮していただきたいと思っております。もう少しこの辺を文章として詳しく記載することはできないかという思いがあります。

### ○佐藤委員長

ありがとうございます。この辺も審議の際にご意見として活かしていただきたいと思っております。1キロ15分で計算していますが、小学生と中学生でだいぶ時間が違うので、中学生より小学生の方が時間がかかるということもあると思っております。また、地域の問題、交通の安全の問題も含めて示すことも必要なのかもしれません。その辺に関しましても他の委員にもご意見をいただければと思います。

### ○小林委員

今の補足なのですが、前回、追浜地域検討協議会で適正化計画が出てきた時に、この通学路の問題で、当初案が大きくもめました。というのは、距離で2キロ以内だからということで、当初事務局で提案した案が、全くひと気の無いところを通って、小学生を通わせる計画でした。高低差もありますし、何にしろひと気も無く、4時半くらいになったら真っ暗になるような12月の時期に子どもたちが1人で帰ってくるのが想像できないと大きく話題になりましたので、今の話にありましたように、どこを通せば良いのかということも十分考慮しないといけないと思っております。単純に距離だけではなく、高低差ですとか、そういうところをきちんと考えられるようにもう少し記載するとより良い

ものになるのではないかと思います。

### ○佐藤委員長

地域性、安全性についても、もう少し配慮するような表現を入れ込んだ方が良いとのご意見でした。

それでは、審議のポイント④と⑤について、ご審議いただきたいと思います。最初に事務局の方から説明をお願いします。

### ○篠崎主査（事務局）

それでは4ページの右側をご覧ください。通学区域の見直しです。学校の規模及び配置の適正化の方策の1つとして、通学区域の見直しがあります。基本方針では以下のとおり、基本的な考え方を示しています。まず、小規模校、大規模校、遠距離通学への対応として、まず通学区域の見直しで対応できないか考える。小規模校の場合には、隣接校の通学区域の一部を編入すること、大規模校、遠距離通学の場合には、逆に通学区域の一部を周辺の学校の通学区域に編入することを検討する。そして、検討部会等の意見としては、先ほどと重複しますが、通学区域が複雑化している地域、町内会・行政区が分断もしくは重複している地域、小中一貫教育ブロックと異なる地域についても、実態に合わせて通学区域を見直すことを検討すべきであるというような意見が出されています。

続きまして、審議のポイントの⑤です。特別認定校制度でございます。基本方針では、小規模校への対応として「特別認定校制度」の導入、大規模校への対応として「特別認定地域制度」の導入を含め検討するとしています。これらの制度は、横須賀市教育委員会で推進している「小中一貫教育」との整合性がとれないとも見方もあります。「特別認定校制度」や「特別認定地域制度」を規模及び配置の適正化の方策の1つとして挙げている点について、ご意見をいただきたいと思います。検討部会等での意見としましては、「特別認定校制度」及び「特別認定地域制度」については、本市の実情にそぐわないため、基本方針からは除いた方が良いのではないかという意見が出ています。

### ○原委員

ここに検討部会等での意見と出ていますが、検討部会はどこでいつ誰がやられているのですか。

### ○篠崎主査（事務局）

教育委員会内の関係課でやっています。教育指導課、支援教育課、学校管理課、教職員課、教育政策担当と小中学校の校長先生の代表の方にお集まりいただきまして、庁内の会議ということで、これまでの基本方針につきまして、振り返りを行い、課題や見直

した方が良い点などを内部で話し合いをしたものです。ですので、あくまで参考ということで記載していますので、こちらにかかわらず、皆様にはご審議いただければと思います。

### ○原委員

いつ頃やったのですか。

### ○篠崎主査（事務局）

今年の7月と10月です。2回です。

### ○佐藤委員長

比較的新しい段階で、検討されたものということです。審議のポイント④通学区域の見直し、⑤特別認定校制度について、ご意見があればお出しいただきたいと思います。

### ○小林委員

次のページの⑤というところまで方策ということだと思いましたが、これを見ますと、通学区域の見直し、隣接校との統合ということで、特に統合というところが非常に印象深く映る。一方で財政の話もありながらも、横須賀市のホームページを開きますと、トップで子どもが主役になれるまち横須賀というのが出てきます。これは教育委員会とは別のラインで出されているのかもしれませんが。予算書を見ましても重点課題の主な取組で、選ばれるまち横須賀に向けた重点施策ということで、横須賀市としては選ばれるまちを目指していこうと標榜していて、その1つとして子どもが主役になれるまちと、要は横須賀は住みよいまちであると、子育てしやすいまちであるという方向を示すことで、子育て世代を呼び込んでいこうというのが横須賀市全体の施策のある意味1丁目1番地に掲げられている。その中で、子どもを育てる親の世代がどういうことで住まいを選ぶかという、1つ学校というのが大きな要素になると思うのです。住居を構えるのに学校や病院が近くにあるというのが大きな要素であると思っております、その学校を統廃合によって減らすということは、はたして横須賀市として標榜している選ばれるまちに沿った施策なのか、沿った方向性なのか。もう一度考え直すべきだと思います。財政の問題はありますが、財源となる市民の流入が重要です。横須賀市は人口の流出が非常に多いと聞いておりますが、そういったところとのバランスを考えていく必要があります。私も最初に追浜地域の話をしました。追浜小学校というのは、本来、通学区域がもう少し広いのですが、選択ができる地域というのがありまして、その子どもたちが選択をしなくなってきた。追浜地域は何度もこの話、統廃合の話が出ているが、風評で、追浜小学校は無くなるという話が繰り返し出てくるので、選択地域で皆さん違う学校に行ってしまうのです。そういった中で、無くなるとの噂を聞くとそこに住む人も、

極端な話減ってくるのではないか。大規模開発によって、市民の居住地のバランスも変わっていくと思いますが、学校を減らすといのは、地域にとって相当に大きな問題であると思います。ここにいくつか方策がありますが、むしろ5番の規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について。もう少しだいて、例えば、学校教育の中でも小規模校のデメリットを克服するような方策がいくつか考えられるので、学校間の距離が離れた過疎地域の話をしている訳ではないので、横須賀市は近隣校との合同授業ですとか、芸術鑑賞会を一緒にやりましょうとか、色々小規模のデメリットを克服するような活動ができると思います。財源の話と少し距離を置かないとこのような発想はできないと思いますが、小規模校のデメリットを克服しながら、学校自体を単純に減らすという方向では無く、学校を活かしながら子育て世代を横須賀に呼び込んでいこうというようなところを、教育委員会とは違うと思いますが、市全体で考えていった方が良いと思います。この⑤については、別のポイントの議論になってくると思いますが、方策の中の1つとして位置付けていただきたいということで、少し先取りしてお話しをしましたが、是非、ご考慮いただきたいと思います。

#### ○佐藤委員長

それでは、次の審議のポイント⑥も含めましてご意見をいただこうと思いますので、審議のポイント⑥と⑦について説明をお願いします。

#### ○篠崎主査（事務局）

それでは、5ページの右側をご覧ください。審議のポイント⑥でございます。先ほどの方策の続きとしまして、⑤の規模や配置の適正化が図れない場合の配慮についてということで、基本方針では、学校の規模及び配置の適正化の方策として、①通学区域の見直し、②隣接校との統合、③学校の分離新設、④特別認定校制度の4つをあげています。これらの方策を講じようとしてもなお、規模及び配置の適正化が図れない場合の配慮事項として、基本方針では以下のとおり定めています。周辺の学校の状況や施設、通学距離などの関係で規模の適正化が図れない場合においても、適切な教職員配置や施設・備品の整備など、教育環境の維持に努める。また、遠距離通学への対応として、通学区域の見直しなどでは解決できないときには、スクールバスなどの通学手段の確保について検討ということが記載されています。検討部会等の意見としましては、小規模校への対応として、通学区域の変更も統合もできない場合は、小規模校のデメリットを解消するための方策を検討することについて、追記した方が良いとの意見が出ています。

続きまして、審議のポイント⑦です。指定変更承認地域ということで、教育委員会では、通学区域制度の弾力的運用の一環として、指定変更承認地域を設定しており、基本方針では以下のとおり記載しています。指定校に隣接した地域のうち、通学距離や地形などを考慮し、教育委員会が指定校以外の学校に変更できる地域を設定しています。こ



ちらは 61 か所程度が市内で指定されています。検討部会等での意見では、指定変更承認地域内または地域外で、ほとんどの児童生徒が指定校から変更している地域は、正規の通学区域として設定し直すことの検討について、追記した方が良いとの意見が出ています。

### ○佐藤委員長

ありがとうございました。

### ○根本委員

今の⑥⑦のポイントも含めての内容になりますが、中学校の学校選択制の実施というところで、私の地域は、桜台中学校の統合に向けて、当時も学校選択制と適正配置の話が並行してあったと聞いています。その中で学校選択制を導入しようと決まった後、桜台中学校とあと数校ありましたが、統合の対象となっている地域に部分的に学校選択制が導入されました。何が起こったかというところ、桜台中学校は将来無くなります、統合します、そして、田浦中学校にも常葉中学校にも行って良いですと。先ほどの小林委員の話と一緒に、将来の部活動や色々な心配があって、特に部活動をやりたい子の保護者から学校を離れて行く、田浦中学校、常葉中学校、坂本中学校に行く人が増えて行く、そうしたところで、この資料にも載っていますが、載っている時の数字で全学年で 35 人、統廃合で坂本中学校に吸収された時には 20 人台であった。それが学校選択制のあり方なのか。全市で導入されることもなく、まず部分的に導入をしていく。その後、桜台中学校が小規模化されたときに、特別認定校制度が適用されていたということなのです。今、特別認定校制度はいらぬのではないか、学校選択制も見直すべきだと、やっていることに矛盾感がある。矛盾感というか不信感というか。学校を 1 つ無くしていくために、それがあったのかと勘繰ってしまうのはいけないことなのですが、当時、関わった市長さんも教育長さんも教育委員会の部署の人たちも今はもう、その仕事を終えた後は関わっている方はたぶんいらっしやらないのだろうと。自分が審議会に参加すべきだと、将来的に残る大事な部分でありますので、自分が発言したことに対して、自分たちは地域の住民、地域の大人として責任をずっと取り続けなければいけない立場にあります。自分の発言に責任を持たなければいけないし、審議会に出る重みも非常に感じています。ただ、市の方針として学校選択制のあり方や特別認定校制度のあり方が、この 10 年の中で変わってくるというのは、もう少し市の方針としても一貫性を持たせていただきたいというのが正直な意見でございます。

### ○佐藤委員長

ありがとうございました。審議の中でもそういった意見があったということも反映させてまとめに入るといっても十分あると思います。今、おっしゃったように自治体に

よっては学校選択制と統廃合をセットにしているところもあるようですが、本市の場合は、本来は、子どもの教育を維持・向上させるという観点でこれからもご審議いただければと思います。

#### ○松尾委員

松尾でございます。今の審議のポイント⑥のところとその前の⑤の特別認定校制度に戻ってしまいますが、私は逸見小学校におりまして、さっき話にも出ました小規模校のメリットというのを、これからそれはそれで良いのではないかと思いますので、特別認定校制度のところは、本市の実情にそぐわないため外すべきであるというのは、もう一度考えていただいて、小田原市でしたか、新聞で読んだときに、とても良いな、横須賀でもできると良いなと個人的に思ったのですが、例えば、逸見は駅から学校が近いので、ですから、ちょっと遠くからでも通いやすいし、小中一貫教育は始めているからそれと合わないという話もありましたが、小中一貫教育は緒についたばかりですので、今の段階で特別認定校制度を入れないというのはまだ早いのではないかという風に個人的に思っております。

#### ○佐藤委員長

ありがとうございました。これからも前向きに検討をすべきだというご意見です。

#### ○佐藤委員

審議のポイント⑥のところですが、検討部会等での意見というのがありまして、通学区域の変更も統合もできない場合は、小規模校のデメリットを解消するための方策という提言をされていますが、さっきも小規模校のいいところという話も色々出ている中で、このように書かれてしまうと小規模校はデメリットが多いというイメージを非常に植え付ける表現かなという感じがします。例えば、表現の違いですが、小規模校のメリットを活かすという表現にすると良いのかなと思います。

#### ○佐藤委員長

ありがとうございました。検討部会等の意見に関して、この審議会においては、小規模校のメリットを活かすという表現の方向でという意見でございました。

それでは、あと残り⑧⑨⑩とポイントがございます。では、⑧の方の説明をお願いします

#### ○篠崎主査（事務局）

それでは6ページの右側をご覧ください。審議のポイント⑧です。こちらは先ほどのポイント③と関係しているところがございます。こちらは学校規模及び配置の適正化の

検討のための基準です。検討を始めるための基準として、学校規模の観点から小学校は11学級以下もしくは31学级以上、中学校は5学級以下もしくは31学级以上としています。また、通学距離の観点から小学校は2キロメートルを超える場合、中学校は3キロメートルを超える場合としています。子どもたちの数が多かった時代は、適正規模(学級数)と適正配置(通学距離)の両方をバランスよく両立させることが可能でした。

少子化が進むと適正規模と適正配置の両立が難しくなります。つまり、小規模校を隣接校に統合しようとする場合、適正規模は回復できても、通学距離が延びてしまうという問題が起こる場合があります。検討部会等での意見ですが、適正な通学距離の範囲、3ページのほうですが、こちらを見直した場合には、通学距離の基準についても見直す必要があるのではないか、整合を図った方が良いのではないか。学校規模の適正化と通学距離の適正化を同列に扱うのではなく、優先順位をつけるべきではないかと。例としましては、第一に学校規模の適正化を検討し、隣接校との統合に伴って通学距離が適正でなくなる場合は、その解決策としてスクールバス等の導入の可能性について考える。その際、徒歩以外の手段を含めて通学時間についての範囲を定めるのも一案であるとの意見も出ています。

#### ○佐藤委員長

ありがとうございました。通学の規模や距離の問題は既に出ていましたが、規模と配置の両立が難しいとの意見がありますが、規模を実施すると、通学距離が長くなるというのは必然的な現象でございますが、そのために基準を作ったらどうかということです。これに関しまして、既にいくつかご意見を頂戴していますが、他にいかがでしょうか。

#### ○原委員

今、実態の中で、そのことを記載しているのかと思いますが、林地区の自衛隊の南門前の武山町内会の子は武山小学校に通っている。長井小学校の方が近く、歩いてこの時間に入るのだが、町内が分断される関係で遠くに通っている。そういう風にやっぺいながら、中学校では学校選択制をやっている。そういうのが合わないと思う。もう少し住んでいる人たちの意見を盛り込んでやった方が良い感じがします。

#### ○佐藤委員長

ありがとうございました。ご意見として承るということで。

#### ○赤羽根委員

審議のポイント⑦と⑧が、今、原委員からもお話しがあったように、関連性があるところが非常に難しいところがあると思うのですが、審議のポイント⑦の検討部会等の意見というところで、気になる表現がありまして、ほとんどの児童生徒が指定校から変更してい

る地域というのがあるようなのですが、これがあつたら当然偏りが出てくるのではないかと。児童生徒に何か意向があつてのことであると思うが、もしこの辺を資料として、どの地域がどの程度、ほとんどの児童生徒が指定校から変更しているのか、例えば、これが先ほど、根本委員からお話しがありました何らかの政策についての風評によって、行く子が減っているのかどうかも参考資料としてお出しいただければと思います。

#### ○佐藤委員長

ありがとうございました。確かにほとんどの児童生徒がというと、具体的に情報としてあつた方が良くと思います。今ありますか。

#### ○篠崎主査（事務局）

手元にはあるのですが、指定変更承認地域で、こちらの方で把握しているのは4つの地域です。4つの住所の方は100%変更しているという状況がございます。ただし、人数が4人とか7人とかなので、ちょっとイメージが間違つて伝わっていると思いますが、少ない人数のところでも100%変更していると、そういう地域があるので、何年もそういう状況が続いている場合には、正規の通学区域に直した方が良くはないかという意見でございました。

#### ○佐藤委員長

ありがとうございました。おそらくよくある友達が変わるからという理由なのですか。

#### ○篠崎主査（事務局）

今のは住所で何丁目何番地の方は、指定校はA校だが、B校にも変更できるということころです。

#### ○佐藤委員長

それでは、審議のポイント⑨の説明をお願いします。

#### ○篠崎主査（事務局）

7ページの右側をご覧ください。審議のポイント⑨です。検討・実施の手順についてということで、①適正配置計画の策定、②「地域別協議会」の設置、③庁内検討組織の設置、④教育委員会での決定、という段取りを踏むよう、手順を定めています。また、適正配置等に関する具体的な方策が教育委員会決定された後は、学校関係者、保護者、地域の方々と、事前準備の検討を行っていくこととしています。検討部会等での意見でありますが、主に文言の修正でございます。①は、もともと（仮称）という形で計画

名が載っていますが、市の施設配置適正化計画に合わせて、「小中学校配置適正化実施計画」に改めた方が良いのではないかと。それから③の庁内検討組織の設置についてですが、こちらも当初（仮称）と入っていたものを（仮称）を取りまして「学校再編検討委員会」に改めた方が良いのではないかと。④の教育委員会での決定について、こちらも当初、A地区、B地区ですとか、小規模校問題検討協議会ですとか、通学区域再編検討協議会など名称がバラバラでしたので、これまでの実態に合わせて、例えば、「A地域小中学校適正配置検討協議会」に改めた方が良いのではないかと。⑤の実施にあたってについて、これまで統合というのが決まった後、学校関係者、保護者、地域の方々が構成する「地域別統合推進連絡協議会」という名称で組織していましたので、実態に合わせてこの名称に変更した方が良いのではないかとこの意見がございました。

### ○佐藤委員長

手順につきまして、①から④までの手順を踏むということで、検討部会等でも細かな表現の修正の意見です。この手順につきましていかがでしょうか。

### ○小林委員

検討部会等での意見で適正配置計画を配置適正化実施計画に改めるところですが、心証の問題かもしれませんが、適正化という「化」を付けることにより、今が不適正という印象がより際立って、学校統廃合を積極的に進めて行くという印象をより強くするものを感じられないわけでもないと思われるので、そろえるということだけで、そこまで心証を変える必要は無いと思います。先ほど佐藤委員がご意見を述べられた定義のところにも遡るのですが、そもそも文部科学省の手引の中では、小規模校を不適正とまでは定義していないところを、市の基本方針ではあえて議論を進めるために一番初めに定義という形で持ってきているのだと思いますが、ここに定義することにより、実際問題として、市の施設配置適正化計画に、小規模校が要は不適正な9校ということで取り上げられる。ここで不適正というレッテルを貼られて、それが独り歩きしているようなきらいも無い訳ではないので、ここの適正の使い方、言葉を合わせるとかそろえるとかそういうことではなくて、より良い教育環境、より良い教育のために、我々、この場のメンバーは立ち返るべきだと思う。その上で財政の面には一定の配慮をしながら、できる方策を提言していかなければいけないのではないかと思いますので、単純に言葉をそろえるということには違和感を覚えますし、先ほど佐藤委員がご質問された定義のところも、もう少し柔軟な表現を加えていただきたいと思います。

### ○佐藤委員長

ありがとうございました。確かに適正配置だと適正な子どもにとって良い枠組みがあって、それを維持していこうということになります。配置適正化ですと不適正という

か色々問題があつて変えて行くという、その辺が、ニュアンスの違いはあるかなという感じはします。今の件に関して何かご意見はございますか。

### ○根本委員

どうしても小中学校の適正配置というところで、ポイントとしてこの審議会が開かれてしまうことに少し違和感があります。というのは、全体として、横須賀市の将来構想という横須賀市の施設配置の適正化計画の中の一環というご説明があつたとおり、全体の流れの中で、施設をどうするかという話であれば、まず、小学校の耐用年数、老朽化などのデータが1つ必要だと思ひます。この地域のこの学校は、耐用年数がここまでで、この時までには確実に何かをしなければ、壊すか建替えるかしなければいけない。そういう施設の寿命というものがあるはずで、その他に、今話している教育環境については、別なのではないかと。全体の横須賀市の施設配置適正化計画を見た時に、ちょっと引掛かつたのが、市立幼稚園の廃止の話がありました。私達は保護者ですから幼稚園から小学校、中学校、全部つながりがある中で子どもを育てています。ここでは小中学校の適正配置の議論しかできないですが、全体としては、その前の幼稚園の段階から小中一貫以上に、幼小中が一貫した横須賀の子育てという将来ビジョンを考える場所がどこにも無いのではないかと思ひている。その中で自分の同級生も50歳で幼稚園の教育現場にて、今はサービス業だからと、その気持ちでやってくれと言われていたそうです。サービス業として、お客様扱いされてきた親子が小学校に上がつてきて先生方の手を焼かしているという現状をよく見ています。そういうことも含めて施設だけではなくて、一貫した将来ビジョンというものが、どこかに見えてこない、施設だけの問題ではないのかなという気はします。この文部科学省の手引の中で、3章18ページの学校の統合に関して留意すべき点というのが、非常に分かりやすくまとまっているなど思ひて見させていただいたが、その中で、統合を行う場合の検討体制の工夫というのが記載されていまして、将来ビジョンを共有するプロセスが重要となると、まさにそのとおりで、別に地域運営協議会というのが各地域に立ちあがっている中で、地域の中での将来ビジョンを共有するところに厚みを持たせていかないと、方向がずれてしまうのかなと思ひますので、進め方の中で検討いただければと思ひます。

### ○佐藤委員長

おっしゃるとおり、適正化という言葉でいくとややハードウェアの適正化でも良いのかもしれない。例えば、子どもの教育のあり方、教育の改善ということだと、いわばソフトウェアの域なのではないかと、そういう観点からご審議いただければと思ひます。ハードウェアを意識しながらもソフトウェアに関してご意見をいただければと思ひます。今のご指摘とも絡むのですが、審議のポイント⑩に入りまして、終わりにしたいと思ひます。事務局の方から説明をお願いします。

### ○篠崎主査（事務局）

それでは資料の8ページの右側をご覧ください。審議のポイント⑩です。

3の特に配慮することということで、基本方針では、適正配置等のための検討・実施に当たっては、(1) 学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成、(2) 市民への情報提供、(3) 基本方針等の見直しの観点から、特に配慮すべき事項を定めています。検討部会等での意見ですが、「(仮称) 市立小・中学校適正配置計画」となっておりますが、仮称を取りまして、また市施設配置適正化計画に合わせて、「小中学校配置適正化実施計画」に改めた方が良いのではないかという意見が出ています。

### ○佐藤委員長

先ほどの小林委員のご指摘と絡んできますが、その他いかがでしょうか。

### ○中岡委員（委員長職務代理）

どこで言うか迷っていたのですが、当然、この適正規模の中で、統廃合とか場合によっては廃止など色々あると思いますが、1つ、クラスが多い少ないによって、教員の数にも影響してきます。県全体で言いますと、今、政令市の義務教育の小中学校の先生方の給与というのは神奈川県が全部人件費を持っているのですが、これが何年後かに政令市が自分で持たなければいけなくなります。横須賀市は政令市ではないのでその辺の影響はあまり無いとは思いますが。また、小中一貫校になりますと、そこに先生の数の問題とか、色々あると思いますが、学校を1つ無くせば、当然、先生はそこに必要なくなり、どこか異動するとかにもなると思いますが、今後の採用計画とかに色々絡んでくると思うのですが、そこまで記載する必要は無いと思いますが、そういうことも踏まえて、先ほど、根本委員がハードの問題だけではないとおっしゃっていましたが、もちろん児童生徒が主役なのですが、指導する教員の方の数とか、神奈川県ですと、今、人件費が教育委員会予算の約92%になるので、一時期、非常に非難を浴びた時期があるのですが、当然人件費がかかるのは当たり前の話なのですが、この中に今後の先生方の数の動向なども意識しながら審議が進めば良いのかなと思いましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

### ○佐藤委員長

ありがとうございます。今のご意見も参考に次回、審議を進めたいと思っております。私も思うところがございました。

今日は、第1回目ということで、一度、配付資料に関しまして、さらうという感じで終わりました。第2回目から、本日の配付資料をまたご覧いただいて、改めてご意見等をいただいて審議を進めたいと考えております。事務局の方で、今日、出た意見に関し

てまとめていただいて、次回、資料としてご提示いただければと思います。また今日、意見が十分に表明できなかつた場合には事務局にお伝えいただければと思います。それでは、これで横須賀市立小中学校適正配置審議会を終了しまして、進行を事務局の方へお返しいたします。どうもご協力ありがとうございました。

#### (7) 事務連絡

##### ○篠崎主査（事務局）

それでは、最後に事務局の方から事務連絡をさせていただきます。3点ございます。まず、追加意見の送付につきまして、先ほど委員長からもお話いただきましたが、本日までご発言できなかったご意見などにつきましては、12月15日(火)までに、電子メール・郵送等で事務局まで送付いただければと思います。送付先は次第の連絡事項のところに記載してあります総務課教育政策担当あてにお願いいたします。追加でいただいたご意見につきましては、整理したうえで、各委員に郵送にて情報提供させていただくとともに、本日いただいたご意見と同様に、次回の資料に反映させていくよう検討いたします。

2点目ですが、本日の会議録についてです。確認用の会議録が作成できましたら、送付させていただきます。内容をご確認いただき、修正がある場合には、送付文に記載させていただきます期日までに、事務局までご連絡ください。修正しました会議録を、市役所1階の市政情報コーナー及びホームページで公開いたします。

3点目に、次回の開催予定です。第2回の審議会は、現在のところ1月19日(火)を予定いたしております。近日中に、文書をもってご依頼させていただきます。

それでは、委員長、委員の皆様ご審議ありがとうございました。以上で、第1回の審議会の方を終了いたします。ありがとうございました。

以上